

令和6年度 札幌市公共交通確保 緊急支援金

1 趣旨

エネルギー価格の高騰などの影響を受けているタクシー事業者に対して、安定的な事業運営の継続に向けた支援を行うものです。

※国庫交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）活用事業として実施

2 支援対象者

令和7年2月28日現在、札幌市内に営業所を置くタクシー事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く。）で、以下の要件を満たしている者

- 申請日以降も事業継続の意思があること。
- 暴力団または暴力団員等に該当しないこと。

3 支援金の額※

北海道が今年度実施している「地域公共交通事業者等臨時支援事業補助金」の補助上限（1事業者あたり100台）を超えるタクシー台数について支援します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{北海道内配置} \\ \text{タクシー台数} \end{array} - 100\text{台} \right] \times 1\text{万}3\text{千円}$$

＜北海道内配置タクシー台数のうち100台以上を札幌市外に有する場合＞

$$\text{市内配置タクシー台数} \times 1\text{万}3\text{千円}$$

具体例	配置台数			支援金の額
	道内 (A)	市内 (B)	市外 (A-B)	
例1	200台	120台	80台 (100台未満)	(200台－100台)×1万3千円＝ 130万円
例2	200台	80台	120台 (100台以上)	80台×1万3千円＝ 104万円

$$\begin{array}{l} \text{札幌市内配置} \\ \text{ハイヤー・福祉自動車台数} \end{array} \times 1\text{万}3\text{千円}$$

※台数とは「営業方法の制限」により抹消登録されている車両を除いたものをいいます。

(次ページあり)

4 受付期間

令和7年3月5日(水)～令和7年3月31日(月) **必着**

5 提出書類

交付申請書

※ 札幌市公式ホームページでダウンロードできます。
(https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/index/kokyokotsu_shienkin2024.html)

6 申請から支給に至るまでの流れ



2週間ほどで指定口座に入金予定※

- ※ 同時期に多数の申請があった場合、提出書類に不備があった場合は、入金が遅れることがあります。
- ※ 提出書類に不備等があり、その修正が一定期間行われなかった場合、支援金が交付されないことがあります。

7 申請方法

電子メール又は郵送とします。

<提出先・お問い合わせ先>

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 都市交通課（都市交通係）

電話 :011-211-2492（平日 午前8時45分～午後5時15分）

ファクス :011-218-5114 E-MAIL: sogokotsu1@city.sapporo.jp